

令和2年度 鹿嶋市立三笠小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定の目的

学校が子どもたちの健全育成を図り、いじめのない学校づくりの実現を目指すために、基本方針を策定するとともに、組織を設置して具体的な対応を推進する。

2 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年度 文部科学省「いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第二条 一項」より）

(2) いじめ防止等に関する基本理念

- いじめは、全ての児童に関係する問題である。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できる様にすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 児童のいじめ及び黙認等の禁止

児童は、いじめを行ってはいけない。また、児童は、いじめを見たら黙認したり、傍観者になったりしてはいけない。

(4) 教職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係機関、外部機関と連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。基本的には、下記の5つの姿勢で取り組む。

＜いじめ防止のための5つの基本姿勢＞

- ① 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」の意識を常にもつ。
- ② いじめを見過ごさない学校づくりを推進する。
- ③ 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④ 児童理解に努めるとともに、保護者との連携を図り、早期発見に努める。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑥ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

(5) 家庭の役割

弱い者をいじめることは絶対に許さないこと、いじめをはやしたてたり、見て見ぬふりをする

こと、他人の弱みを笑いものにすること、暴力を肯定していると受け取られるような行為等も同様であることを日頃から子どもに伝える。万が一いじめを発見したら、その場での指導のほか、速やかに学校あるいは教育委員会等の関係機関に相談・通報する。そのためにも、子どもの小さなサインを見逃さないよう、身近にいる大人が積極的に関わる。

3 いじめの防止等（未然防止、早期発見・早期対応）のための取組

(1) 未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、互いの相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める

- ・「心のふれあいアンケート」を毎月末に実施する。また、担任による学校生活アンケートや教育相談を学期1回ずつ定期的に行う。特に、アンケートに気になる回答を寄せた全ての児童に対し、直ちに話を聴き、情報等をまとめる。さらに、全職員で情報交換を行い、解決・解消にむけ支援策を検討する。
- ・学級の時間をはじめとして、朝、帰りの会の時間等を利用し、「いじめを許さない」学級の雰囲気を高める。
- ・学級や全校で構成的グループエンカウンターを計画的に実施し、人間関係づくりに努める。

② 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する

- ・一人一人を大切にする教育を目指すため、教師による授業改善、人権教育や道德教育の研修を十分に行う。
- ・児童が主体的に取り組める学習活動を展開する。
- ・児童の自発的な活動を積極的に取り入れた特別活動や学校行事を実施する。

③ 家庭との連携

- ・何でも相談できる人間関係づくりに努める。
- ・学校で起こったトラブルなどについては、必ず連絡するとともに、家庭訪問や個別面談で保護者から情報を得るように努める。

(2) 早期発見・早期対応のための取組

① いじめの早期発見のための様々な手段

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行ったり、アンケート調査を行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ・気になる児童がいる場合には、学年会議や校内教育支援委員会等の場において情報を共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- ・気になる児童には、教師側から積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の早期解決を図る。
- ・児童の悩みや人間関係を把握し、小さな変化などについて情報を共有し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ・いじめの様態として、児童が以下のような状態にないか見守っていく。
 - ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - オ 金品をたかられる
 - カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ・児童がいじめを訴えやすい体制を整備するとともに、学校と地域、学校と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

② 全職員での対応

- ・いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての職員が対応を協議し、的確な役割分担のもといじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭・養護助教諭やスクールカウンセラー等と連携を図りながら指導を進める。

③ 家庭や地域、関係機関との連携

- ・いじめ問題が発生したときは、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。
- ・学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ体罰解消サポートセンター」や「いのちの電話」等の相談窓口を積極的に活用する。
- ・いじめ問題の対応については、教育委員会との相談等を密に行う。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 校内教育支援委員会

- ・月1回職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換を行う。
- ・本委員会において、いじめ防止に関する措置等について検討する。
- ・また、緊急の場合は、直ちに下記構成員で解決・解消に向けた検討委員会を立ち上げる。

② 構成員

管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、養護助教諭、特別支援担当、当該学級担任、スクールカウンセラー等

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめ問題が発生した場合、保護者等との連携が必要な際は、学校と保護者等を含めた会議を開催する。

5 重大事案への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校を休むことを余儀なくされている疑いがある場合には、『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』に基づき以下の対応を行う。

- (1) 教育委員会に速やかに報告する
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事実に対処する専門家を含めた組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果等については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の情報を適切に提供する。

6 いじめ対応等の年間計画 ※心のふれあいアンケートを毎月実施

	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域・関係機関との連携
4月	○いじめ防止対策についての全体研修 ＜基本方針・計画等＞ ○校内教育支援委員会 (全体会)	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○人間関係づくり 【構成的グルーエンカウンター】	○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・懇談会】 ○保護者との情報交換 【家庭訪問】
5月	○校内教育支援委員会	○行事を通じた人間関係づくり 【運動会】	

	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域・関係機関との連携
6 月	○校内教育支援委員会 ○教育相談週間	○ありがとうメッセージ ○人権標語 ○縦割り班活動 ○学校生活アンケート	○保護者との情報交換 【学級・懇談会】
7 月	○校内教育支援委員会 ○アンケート結果等をもとにした夏休み期間中の個別の支援計画等の確認	○縦割り班活動 ○アサーショントレーニング	○地域との情報交換 【三笠地区連絡協議会】
8 月	○職員研修＜道徳・特活＞ ○夏休み期間中の支援計画の進捗状況確認及び計画の修正		
9 月	○校内教育支援委員会	○縦割り班活動 ○児童集会 【いじめについて考えよう】 ○行事を通した人間関係づくり 【遠足】	
10 月	○校内教育支援委員会	○行事を通した人間関係づくり【遠足・宿泊学習・修学旅行】 ○学校生活アンケート	
11 月	○校内教育支援委員会 ○教育相談月間 ○職員研修＜人権教育＞	○行事を通した人間関係づくり 【地域公開】	○保護者との情報交換 【個別面談】
12 月	○校内教育支援委員会 ○冬休み期間中の個別の支援計画等の確認	○児童集会 【いじめについて考えよう2】	○学校評価の実施
1 月	○校内教育支援委員会	○行事を通した人間関係づくり 【縄跳び大会】	
2 月	○校内教育支援委員会 ○教育相談週間	○学校生活アンケート	○保護者との情報交換 【学級・学年懇談会】 ○地域との情報交換 【三笠地区連絡協議会】
3 月	○校内教育支援委員会 (学年引継ぎ)	○行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会・卒業式】	
定期的な取組	○学級経営・道徳教育の充実 ○教育相談	○マナーアップ ○あいさつ運動	○学校・学年だよりによる啓発

平成 27 年 3 月 一部改訂
 平成 28 年 3 月 一部改訂
 平成 29 年 3 月 一部改訂
 平成 30 年 3 月 一部改訂
 平成 31 年 3 月 一部改訂
 令和 2 年 3 月 一部改訂